

寄附の取扱いについて

昭和 52 年 8 月 27 日
通達甲会第 28 号警察本部長

各部課（所、隊、校）署長

警察に対する寄附については、直接、間接を問わず寄附を求めることは一切禁止し、自発的な寄附であつてもできる限り抑制し、その寄附が自発的であり、真にやむを得ない状況があり、かつ弊害のない寄附の外は、受け入れないこととしているが（別添各種通達参照）この際、更に検討を加えてより一層慎重な取扱いをするため、今後の処理は次によることとしたから、誤りのないようにせられたい。

記

- 1 茨城県財務規則第 221 条第 1 項の規定による寄附承認申請書は、警察本部会計課長を経由して警察本部長に申請するものとする。
なお、会計課長は、各主管課長と合議し、各主管課長の意見書を添付し、警察本部長に報告するものとする。
- 2 茨城県財務規則第 221 条第 3 項の規定により、各公所長（警察署長）は 1 件の評価額が 30 万円未満の物品（自動車を除く。）の寄附受入れの場合にあつては、承認を受けることを要しない。とされているが、今後は、1 件の評価額が 30 万円未満の物品であつても、寄附申込みを受けた場合は、別記様式第 1 により、警察本部会計課長を経由して警察本部長に報告し、その指示を受けるものとする。
- 3 寄附受入れにあつては、特定の警察署又は駐在所で使用すること等の条件を附した寄附受入れは、原則として行わない方針である。